職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２８日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第８号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１０年墨田区条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第２条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を削り、第５号を第３号とする。

第３条を削る。

第４条第１項第１号中「準じる」を「準ずる」に改め、同条第２項中「掲げる額」を「定める額」に、「規則」を「墨田区規則（以下「規則」という。）」に改め、同条を第３条とする。

第５条第１項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条を第４条とする。

第６条を削り、第７条を第５条とする。

第８条中「、第４条又は第５条」を「第３条又は第４条」に改め、同条を第６条とする。

第９条中「規則の」を「規則で」に改め、同条を第７条とする。

第１０条を第８条とする。

付　則

１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。